

2 介護保健施設サービス

基本部分		注				注	注					
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	医師、理学療法士・作業療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	リハビリ体制(理学療法士等の配置)が強化されている場合	痴呆専門棟加算(特に問題行動の多い痴呆性老人の場合)					
イ 介護保健施設サービス費	(1)介護保健施設サービス費(I)<3.1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+ 〇〇単位	+ 〇〇単位					
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(2)介護保健施設サービス費(II)<3.6.1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+ 〇〇単位	+ 〇〇単位					
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定										
□ 初期加算 (1日につき +〇〇単位)												
ハ 退所時指導等加算	(1)退所時等指導加算	(一)退所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に、〇〇単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合									
		(二)退所時指導加算 (〇〇単位)										
		(三)退所時診療情報提供加算 (〇〇単位)						注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合				
		(四)退所前連携加算 (〇〇単位)						注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合				
	(2)老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として〇〇単位を算定)											
ニ 緊急時施設療養費	(1)緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)											
	(2)特定治療											

☐ : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注							注	注	注																
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療施設施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算																
(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(A) 看護<6:1>介護<4:1>	要介護1(〇〇単位)	-〇〇単位	×〇〇/100		×〇〇/100	-〇〇単位																				
		要介護2(〇〇単位)																									
		要介護3(〇〇単位)																									
		要介護4(〇〇単位)																									
		要介護5(〇〇単位)																									
	(二)療養型介護療養施設サービス費(B) 看護<6:1>介護<5:1>	要介護1(〇〇単位)									×〇〇/100		×〇〇/100	-〇〇単位													
		要介護2(〇〇単位)																									
		要介護3(〇〇単位)																									
		要介護4(〇〇単位)																									
		要介護5(〇〇単位)																									
	(三)療養型介護療養施設サービス費(C) 看護<6:1>介護<6:1>	要介護1(〇〇単位)																	×〇〇/100		×〇〇/100	-〇〇単位					
		要介護2(〇〇単位)																									
		要介護3(〇〇単位)																									
		要介護4(〇〇単位)																									
		要介護5(〇〇単位)																									
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定																									
(2) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)																											
(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導等加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)																									
		b 退院時指導加算 (〇〇単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合																								
		c 退院時診療情報提供加算 (〇〇単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合																								
		d 退院前連携加算 (〇〇単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合																								
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)																										
(4) 特定診療費																											

☐ : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分

削除事項 : 療養型介護療養施設サービス費(I)看護<6:1>介護<3:1>を削除。(平成15年3月31日の間に限り算定)
夜間勤務等看護(III)を削除。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 施設基準の区分による療養環境減算
(1)診療所型介護療養施設サービス費	(一)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) -〇〇単位 診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) -〇〇単位
	(二)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定	
(2) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)			
(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合
		b 退院時指導加算 (〇〇単位)	
		c 退院時診療情報提供加算 (〇〇単位)	
		d 退院前連携加算 (〇〇単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)			
(4) 特定診療費			

☐ : 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注										
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合					
(1)痴呆疾患型介護療養施設サービス費	(一)痴呆疾患型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100	-〇〇単位						
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(二)痴呆疾患型介護療養施設サービス費(II) 看護<6:1> 介護<5:1>	要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(三)痴呆疾患型介護療養施設サービス費(III) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位)						×〇〇/100		×〇〇/100		×〇〇/100
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										

注 外泊時費用 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

(2) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)	
(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算
	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)
	b 退院時指導加算 (〇〇単位)
	c 退院時診療情報提供加算 (〇〇単位)
	d 退院前連携加算 (〇〇単位)
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)	
(4) 特定診療費	

注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

： 単位数や加減算率を除いて、介護報酬の見直し案で追加・変更されている部分
 削除事項： 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(IV)看護<6:1>介護<8:1>を削除。

4 食事の提供に要する費用の額

基本部分		
基本食事サービス費 (1日につき 〇〇円)	注 食事の提供が管理栄養士でなく、栄養士によって管理されている場合、 適時・適温の食事の提供が行われていない場合	
	-〇〇円	
	注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていない場合 等	-〇〇円
		注 特別食を提供した場合 +〇〇円